

「留学生地域定着・活躍促進事業」委託業務仕様書（企画提案募集用）

1 事業の目的

世界有数のモノづくり地域である本県は、多くの企業が海外展開しており、グローバル化が進展する今日において、中・長期的な成長を実現するためには、グローバル人材の活躍の場を増やし、人材を流入・集積することが必要である。

県内大学等で学ぶ外国人留学生は、高度な知識・技術を持つとともに、日本及び母国の言語や文化を理解していることから、卒業後も当地域で活躍されることが期待される。

そこで、留学生を積極的に受け入れ、県内企業への就職を支援することで、当地域の発展に資する高度人材としての活躍促進を図る。

2 委託期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

3 委託業務の内容

以下の委託業務内容について、企画・実施すること。

(1) 留学生地域定着促進イベントの開催

愛知県での就職に向けた留学生と企業の接点づくりの機会を創出するとともに、留学生に本県の生活や文化、観光などの魅力を発信し、地域への定着につなげる総合的な国際交流イベントを開催すること。

開催に当たっては、下記のとおり、イベント内容の企画・調整、参加留学生・出展企業の募集・広報、会場設営、当日の運営、アンケート・記録の作成・取りまとめ等、イベント開催に係る一切の業務を実施すること。

ア イベントの概要

(ア) 名 称

あいち外国人留学生フェスタ

(イ) 開催時期

令和9年3月20日（土）

(ウ) 会 場

ウインクあいち 8階展示場（名古屋市中村区名駅4丁目4-38）

※ 会場は県で用意する。所定の期日までに、受託者負担により会場施設料を管理者へ支払うこと。（イベント当日、前日準備の計2日間の会場施設料）

(エ) 目標来場者数

愛知県内を中心とした外国人留学生 500名程度

イ イベントの内容

- ・留学生積極採用企業ジョブフェア（30社程度）
- ・県内での就職に関するプログラム（セミナー等）
- ・留学生支援機関、団体等による愛知県の生活や文化、観光等の情報発信（10団体程度）

- ・上記のほか、県が提示した予算額の範囲内において、日本文化体験や国際交流に係るプログラム等、多くの留学生の集客が見込める企画を提案すること。

※参考 過去に実施したプログラム

- ・日本文化体験（生け花、着物、茶道等）
- ・ゲームを通じた日本人学生と留学生の交流プログラム

ウ 業務に関する特記事項

＜企画・運営＞

- ・企業等の出展料は無料とする。
- ・各プログラムは、県以外の関係機関・団体が企画運営に協力することがあるため、県及び当該機関・団体と十分な打ち合わせを行いながら、協働して実施すること。

＜募集・広報＞

- ・出展企業募集や留学生に向けたイベント告知に係るチラシを作成するとともに、事業専用ウェブサイトやあいち外国人留学生フェスタ専用SNS、メディア等を積極的に活用し、企業や大学、留学生等に対する周知を効果的に実施すること。なお、留学生向け告知チラシは、必要に応じて、留学生が在籍する県内大学等に紙媒体でも配布すること。

＜会場設営＞

- ・ジョブフェア及び情報発信に係るブースには、パネル、看板（社名版）、長机、椅子、コンセント等を用意すること。
- ・ジョブフェア出展企業及び情報発信協力団体向けの出展マニュアルを作成するとともに、イベント開催1ヶ月前頃までに、当該出展企業・団体向け説明会をオンラインで開催し、必要な連絡調整を行うこと。
- ・設営は、開催前日に完了させること。撤去は、開催当日に完了させること。

＜当日運営＞

- ・運営マニュアルを作成するとともに、適切な人員配置を行い、円滑にイベントを進めること。
- ・日本の就職活動に不慣れな留学生の参加を想定し、当日はインフォメーションの設置や外国語対応が可能なサポートスタッフの配置等によって、参加留学生をサポートすること。
- ・事故やトラブル等が発生した場合にも、速やかに対処できる体制を整えること。
- ・会場マップ、出展者紹介、当日のプログラム等を掲載したパンフレットを作成し、来場者等に配布すること。

＜アンケート・記録＞

- ・次年度以降のイベント開催内容の参考とするため、全ての来場者及び出展者に対し、アンケートを実施し、結果を報告書として取りまとめたものを県に提出すること。
- ・アンケート実施の際は、アンケート結果の回収率を高める工夫を行うこと。
- ・当日の様子を写真等で記録し、報告書として取りまとめるとともに、電子データで県に提出すること。

＜その他＞

- ・感染症等の影響により、会場での対面実施が難しい場合は、実施について県と十分に協議すること。

(2) 留学生地域定着促進イベント出展企業の追跡調査の実施

留学生地域定着促進イベントに出展した企業における留学生の採用状況を把握するため、前年度の留学生地域定着促進イベントに出展した企業を対象に、留学生からのエントリーや採用の状況、イベント出展の効果等を調査する。

ア 実施時期

令和8年10月

イ 対 象

令和7年度留学生地域定着促進イベントに出展した企業（約30社）

ウ 内 容

留学生からのエントリー、留学生の採用状況、イベント出展の効果等

エ 成果物

データの集積及び分析結果を記載した調査報告書2部及び電子データ

オ 納 期

令和8年11月末

カ その他の

調査対象や調査内容等については、契約後に県と調整の上、決定すること。

(3) 留学生インターンシップの実施

留学生の県内企業への就職を促進するため、就業体験としてのインターンシップについて、下記のとおり企画・実施すること。

なお、本事業で実施する「インターンシップ」は、学部3・4年生及び修士・博士課程に在籍する留学生を対象として行うものを「採用と大学教育の未来に関する産学協議会」による類型の「タイプ3」として、学部1・2年生に在籍する留学生を対象として行うものを「タイプ2」として実施する。

ア 留学生インターンシップの概要

(ア) 実施時期

留学生の夏季休暇中である令和8年8月3日から9月30までの間

(イ) 日 数

1週間（実働5日間）以上

※ ただし、実習期間の半分を超える日数を就業体験に充てるものとする。

※ 具体的な日程は、受入企業が参加留学生と調整し、決定するものとする。

(ウ) 共 催 者

愛知労働局（名古屋外国人雇用サービスセンター）

(エ) 対 象 者

- ・県内の大学等に在籍、又は県内に在住する留学生で、大学等が推薦する者

県内の日本語教育機関、専門学校に在籍する留学生のうち、海外の大学又は大

- 学院を卒業・修了した者で、県が参加資格があると認めた者
- ・日本語能力試験N2以上、又はそれと同程度の日本語能力を有する者
 - ・その他、県において参加資格があると認めた者

(オ) 受入企業

県内に事業所等を有する企業・団体

(カ) 目標参加数

企 業：エントリー数100社 マッチング数80社

留学生：エントリー数200名 マッチング数150名

(キ) 報酬等

留学生に報酬（賃金）は支払わない。ただし、旅費、昼食代その他通勤に係る費用については、受入企業で負担（任意）することができるものとする。

イ 参加する企業及び留学生の募集

- ・企業及び留学生の募集に当たっては、(5)の事業専用ウェブサイト内にインターンシップ特設サイトを開設し、当該サイト内で応募方法についてわかりやすく説明するとともに、オンライン申込フォームを作成するなど、手続きの簡素化・迅速化を図ること。
- ・企業及び留学生のインターンシップ参加申込の期間については、概ね下記のとおり実施すること。

企 業：令和8年4月上旬～5月下旬

留学生：令和8年5月上旬～6月下旬

※ なお、企業の募集については県が令和8年3月頃から開始するため、令和8年4月以降の申込受付等については県と調整の上、実施すること。

ウ 参加説明会及び関連セミナー

以下のとおり、多くの企業及び留学生の参加を募るため、企業や大学担当者、留学生向けの説明会を県と調整の上、開催すること。

<企業向けインターンシップ説明会>

開催時期・回数	令和8年4月から5月・2回
開催方法・会場	オンライン型
内 容	インターンシップ実施方法、企業側の手続き等
対 象 者	企業の人事担当者等

<大学担当者向けインターンシップ説明会>

開催時期・回数	令和8年4月・1回 (開催日は県が決定し、大学等に通知する)
開催方法・会場	対面、オンライン、ハイブリッド型のいずれか (対面の場合、会場は県が用意する。)
内 容	インターンシップ実施方法、大学側の手続き等
対 象 者	大学等の留学生就職支援担当者

<留学生向けインターンシップ参加説明会>

開催時期・回数	令和8年5月・5回程度 (予算上可能な限り、留学生が多く在籍する大学を中心に対面での開催が望ましい。)
開催方法・会場	対面、オンライン、ハイブリッド型のいずれか (対面の場合、原則、大学を会場とする。)
内容	インターンシップの意義、実施方法、手続き、インターンシップ参加企業の紹介等
対象者	県内大学等に在籍する留学生

また、インターンシップをより有意義なものとするためのセミナー等について、県と調整の上、下記のとおり開催すること。

<事前セミナー>

開催時期・回数	インターンシップ開始前の令和8年8月上旬頃 (2回)
開催方法・会場	対面、オンライン、ハイブリッド型のいずれか (対面の場合、会場は県が用意する。)
内容	参加の心得、ビジネスマナー等
対象者	インターンシップ参加留学生 (参加を義務づけるとともに、やむを得ず欠席した者には動画や資料を送付する等、インターンシップに参加する留学生全員に確実に情報が行き渡るよう工夫すること。)

<報告会・交流会>

開催時期・回数	令和8年10月(1回)
開催方法・会場	対面又はハイブリッド型 (会場は受託者が用意する。)
内容	インターンシップ結果報告(受入企業及び参加留学生による報告を含む。)、大学関係者等によるインターンシップの総評、情報交換・交流等
対象者	大学等の留学生就職支援担当者、インターンシップ受入企業、インターンシップ参加留学生、県内経済団体・行政関係者等

エ マッチング

- 参加申込後、インターンシップ実施までに留学生と受入企業のマッチング期間を十分に設けること。マッチングの際、受入企業は、エントリーシートや面接等の方法により選考を行い、受け入れる留学生を決めるものとする。

- ・上記の選考でマッチングが成立しなかった留学生がいた場合は、留学生本人及び受入企業の要望を詳しく聴き取った上で可能な限りマッチングを図る等、双方が満足できるよう丁寧な対応を行うこと。
- ・マッチング成立からインターンシップ実施までの期間に、留学生の所属大学と受入企業との間で覚書を取り交わすほか、留学生から受入企業に誓約書を提出させること。

オ その他

- ・インターンシップ全体の実施方法等については県と調整の上、決定すること。
- ・留学生インターンシップの実施要領は、県が作成する。
- ・インターンシップ期間中に留学生が負傷したり、受入企業の物品等を壊して損害を与えた場合などのために、保険に加入すること。
- ・インターンシップ期間中は、留学生インターンシップ受入に初めて参加する企業を中心に、インターンシップ受入先ができる限り訪問し、実習が正しく行われているかを確認すること。
- ・令和9年度留学生インターンシップの実施に向け、同年3月頃から受入れ先の募集告知を開始すること（ただし、実施については、同年度予算成立を前提としていることから、内容に応じて変更が生じることがある）。

(4) インターンシップ参加企業の追跡調査の実施

インターンシップ事業に参加した留学生の県内企業への定着度を把握するため、前年度の留学生インターンシップに参加した企業を対象に、インターンシップ後の状況、課題等の調査を実施すること。

ア 実施時期

令和8年10月

イ 対 象

令和7年度留学生インターンシップに参加した企業（約50社）

ウ 内 容

留学生の採用状況、インターンシップの効果、採用に関する課題等

エ 成果物

データの集積及び分析結果を記載した調査報告書2部及び電子データ

オ 納 期

令和8年11月末

カ その他

調査対象や調査内容等については、契約後に県と調整の上、決定すること。

(5) 事業専用ウェブサイト「AICHI VALUE」の運営管理

本事業だけでなく、本県の生活情報や魅力等についても効果的に発信する事業専用ウェブサイト「AICHI VALUE」の運営・管理を実施すること。

ア コンテンツ

本ウェブサイトには下記のコンテンツを掲載すること。下記以外にも留学生にとって有意義と思われるコンテンツがあれば積極的に企画提案すること。

- ・本事業の募集告知等（留学生地域定着促進イベントや留学生インターンシップについては、事業専用ウェブサイト内に特設サイトを設けるなどして、留学生が情報にアクセスしやすくなるよう工夫すること。）
- ・留学生を対象としたイベント等についての情報発信
- ・愛知県の生活や観光等の魅力発信
- ・県内大学等の紹介や日本語学習、奨学金等、留学生に役立つ情報の発信

イ 運営・管理

本ウェブサイトについて、下記のとおり運営・管理を実施すること。

- ・上記コンテンツの掲載・更新
- ・本事業の募集告知、特設サイトの開設・更新、オンライン申込フォームの作成
- ・システムの保守管理

ウ 運営・管理期間

契約締結後から契約終了まで

エ 対応言語

日本語、英語

その他効果的と思われる言語を予算の範囲内で作成可能な場合は積極的に企画提案すること。

オ 情報セキュリティ

本ウェブサイトにおけるシステム環境・情報セキュリティについては、万全の対策を施すこと。（契約書別記1「個人情報取扱事務委託基準」及び別記2「情報セキュリティに関する特約条項」を参照。）

カ その他

本ウェブサイトにおいて制作したデータやその管理情報は、本委託業務終了後は県に引き継ぐこと。

4 その他独自提案の企画

「3 委託業務の内容」に記載した事業のほかに、県が提示した予算額の範囲内で実施可能であり、例えば、留学生地域定着促進イベントの魅力向上や、インターンシップ参加企業・留学生の確保、マッチング率の向上、留学生の事前セミナー等への参加率の向上等、本事業の目的に資する効果的な取組がある場合は、積極的に提案すること。（効果的な取組と認められる場合は審査における加点事項とする。）

5 事業実施体制

本事業を実施するに当たり、下記のとおり事業実施体制を整えること。

(1) 統括責任者の選任

本事業を統括する責任者を選任すること。同責任者には、留学生を始めとする外国人材の就職動向等について十分な知見を有する者を選任すること。

(2) 運営事務局の構築

- ・本事業開始後、県との調整等に対応するため、必ず連絡が取れるように事業専用の電話・メールアドレスを開設するとともに、本事業参加者からの問合せにも対応できる運営事務局を構築すること。
- ・同運営事務局の本事業参加者等からの電話・メール対応時間は原則として、土日祝日を除く平日8:45～17:30とする（9:15～18:00等も可とする）。
- ・同運営事務局の組織は、本事業を円滑かつ適正に運営可能な体制となるよう人員配置を行うこと。
- ・同運営事務局は、本事業に関して企業や留学生が相談できる窓口も兼ねるものとし、本事業が効果的に実施できるよう企業や留学生をサポートすること（日本語以外の言語にも対応可能であることが望ましい）。

6 事業全体の広報

本事業を実施する際の広報について、下記のような工夫をしつつ実施すること。

- (1) 本事業におけるイベントや説明会等を開催する際は、チラシを作成するなど効果的な周知を行うこと。
- (2) 多くの企業・留学生の参加が得られるよう、事業専用のSNSアカウントを開設・更新し、利用者を増加させるためのプロモーション活動等、効果的な周知・広報を実施すること。
- (3) 留学生への広報に当たっては、英語等又はやさしい日本語を用いる等、情報の伝達方法を工夫すること。

7 事業実施の報告

- (1) 業務の進捗について、日常的な報告を行うとともに、毎月10日までに前月の相談及びサポート内容の記録を作成し、県に提出すること。
- (2) 上記報告の際は、適宜、留学生の就職・採用に関する課題を洗い出し、県に課題への対応策を提案すること。
- (3) 本事業の参加者情報や実施状況等については、県と適宜情報共有を図ること。
- (4) 全業務完了後、「業務完了届」のほか、委託事業の実施内容を記した実績報告書を県に提出し、検査を受けるものとする。

8 事業全体の実施に係る留意事項

- (1) 委託業務の遂行に先立ち、あらかじめ具体的な事業実施計画を提出して県の承認を得ること。
- (2) 本事業の遂行に当たり知り得た情報を、県の許可無く他に漏らしてはならず、受託業務の目的外に利用してはならない。
- (3) 本事業の実施に当たり取得した個人情報については、県が作成する個人情報取扱方針に基づき、厳重に管理すること。
- (4) 本事業の関係各所に対する協力依頼等については、県と協力して実施すること。
- (5) 本事業の実施に当たっては、受託者のネットワークやリソース等を最大限活用する

- ことを可とするが、その際は、隨時県に報告・相談を行いつつ実施すること。
- (6) 本事業への留学生及び企業等の参加費は無料とする。
 - (7) 受託者は、本事業全部又は主たる部分を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。ただし、本事業の一部についてあらかじめ県の承諾を得た場合は、この限りではない。
 - (8) 留学生が参加するイベントやセミナー等の日程は、留学生が多く在籍する大学等のスケジュールを考慮の上、県と協議して決定すること。
 - (9) 事業の実施の際は必要な感染防止対策を行い、感染状況等により中止又は実施時期や場所・方法等を変更する必要がある場合は、県と協議して決定すること。
 - (10) 著作権を始めとした本事業により作成する一切の成果物等の権利は、すべて県に無償で譲渡すること。
 - (11) 本事業は、国の新しい地方経済・生活環境創生交付金を活用して実施するものであることから、事業完了後5年間は、本委託業務に係る会計帳簿及び証拠書類を県の求めに応じていつでも閲覧に供することができるよう保存しておくこと。また、本事業に係る会計実地検査等が行われる場合は、協力すること。
 - (12) この仕様書によりがたい細部項目については、その都度、県の指示を受けること。